

令和4年度 専門分科会の調査審議結果について【地域福祉専門分科会】

「令和4年度の議事について、すべて事務局案のとおり了承」

所掌事務	「(仮称) 地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン (第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画/宇都宮市成年後見制度利用促進計画)」の策定について
開催日時 主な議事	<p>【第1回】 令和4年7月28日 「現行計画の課題の整理」ほか</p> <p>【第2回】 令和4年10月28日 「課題の総括」「骨子(案)」ほか</p> <p>【第3回】 令和5年1月13日 「素案」</p> <p>【第4回】 令和5年2月7日 「計画策定に係る提言」</p>
調査審議結果	<p>【提言書の概要】・・・別紙4参照</p> <p>1 提言にあたって</p> <p>すべての市民が社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、共に支え合い、安心して自律した生活を送ることができるよう、一人ひとりの福祉意識の高揚はもとより、市民・事業者・行政の連携・協働による、地域住民同士が支え合い、助け合う環境の創出、誰もが安心・快適に暮らせる都市基盤、生活基盤の整備に向けた取組の推進に向け提言するもの</p> <p>2 対応すべき課題</p> <p>① 「地域での『絆』や『つながり』の大切さ」の理解促進、福祉の担い手の確保・育成に向けた意識醸成</p> <p>② 地域活動への支援、市民参加に向けた誘導</p> <p>③ 相談支援機能の充実・強化</p> <p>④ 権利擁護支援の推進</p> <p>⑤ 安全・快適な都市基盤・生活基盤の計画的整備</p> <p>⑥ 心のバリアフリーの充実</p> <p>⑦ 情報バリアフリーの推進</p> <p>3 各施策に対する審議会からの主な意見</p> <p>1 福祉のこころをはぐくむ人づくり</p> <p>(1) 福祉のこころの醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフト面のバリアフリーの取組 ・ 属性にとらわれず、様々な人との交流促進、相互理解 <p>(2) 福祉教育の推進と福祉に関する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未就学児からの取組や教育行政との連携 ・ 地域活動への参加意欲を向上させるための取組 <p>2 共に支え合う地域づくり</p> <p>(1) 市民の主体的な地域活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活動するさまざまな団体の連携・協働 ・ 自治会活動や、老人クラブ連合会などの地域団体活動の活性化、地域コミュニティの醸成 ・ さまざまな人の交流の場となる「居場所」づくり

- ・ 地域づくりへの主体的な関わり
 - ・ 地域づくりに関わる個人、団体などの活動に対する支援の充実
- (2) 社会参画の促進
- ・ 様々な地域活動への参加機会の確保
 - ・ 「交流の場」への参加に向けた支援
- (3) 共に支え合う地域ネットワークづくり
- ・ 地域住民や団体、事業者の連携・協力を図る取組
 - ・ 効果的な社会資源の連携・活用
 - ・ 市社会福祉協議会の機能強化への支援

3 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

- (1) 多様な福祉サービスの充実
- ・ いつでも相談できる包括的な相談支援体制の整備
 - ・ 40代、50代のひきこもりなどの制度の狭間の問題にも対応することができる支援体制整備
 - ・ すべての妊産婦や子育て世代、子どもが地域で安心して生活するための相談支援の充実
 - ・ 行政や支援機関によるアウトリーチ（訪問支援）
 - ・ 就労による自立支援の充実
- (2) 権利擁護支援の充実
- ・ 成年後見制度の利用促進に向けた広報・啓発活動の充実・強化
 - ・ 成年後見人等の人材確保・育成に向けた取組
 - ・ 広報や相談支援、後見人支援等を行う中核的な機関の設置
- (3) 快適な生活基盤の計画的な整備
- ・ 誰もが移動しやすい移動環境の整備
 - ・ 居住支援や生活空間の利便性の向上
 - ・ 世代や属性に関わらず快適に過ごすことができる都市空間
 - ・ 市民ニーズや優先性を考慮したバリアフリー整備

4 計画の推進に関する意見

市民や地域団体、事業者、行政が連携・協働し、それぞれの立場で支え合いの社会を築くことが重要である。

特に、今後は、当事者や次代を担う若い世代の意見を取り入れながら、施策事業を推進することが必要である。

そのためにも、「市民」「地域」「公共」がそれぞれの役割を認識し、特性を活かしながら、主体的に取り組めるよう、それぞれに望まれる活動についてわかりやすい表現や内容で示す必要がある。

「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」(第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画/宇都宮市成年後見制度利用促進計画)【案】

・・・[参考資料3](#)参照

計画策定の目的

すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域の多様な主体が、参画・協働しながら、複雑化・複合化した課題の早期発見・早期支援のための相談支援体制整備や、地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と、生活環境整備やバリアフリー整備などのハード施策の両面から、一体的に福祉のまちづくりを推進する

計画期間

令和5年度～令和9年度の5年間

計画の特徴

① 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

すべての市民が、社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる「地域共生社会」を構築するため、「市民」、「地域」、「公共」のそれぞれの立場における「支え合い」による福祉のまちづくりを推進していく。

② 地域福祉施策の総合的、包括的展開

「地域福祉」という視点から、各分野個別計画に共通する理念と、各計画をつなぎ合わせ、取組の方向性を示し、施策を展開していく。

また、世帯が抱える複雑化・複合化した問題について、多機関との協働により、包括的な支援や地域づくり支援、参加支援を重層的に実施するための施策 事業を推進していく。

③ 権利擁護の一体的推進

包括的支援体制の整備と成年後見の利用促進を一体的に推進するため、「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定する。

④ 地域福祉活動計画との連携強化

地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会が改定している「宇都宮市地域福祉活動計画」と緊密な連携・協働による地域福祉の推進を図る。